

特記仕様書

1. 総 則 この特記仕様書は地域防災課が購入する長期保存非常食について必要な事項を定めることを目的とする。
2. 件 名 長期保存非常食の購入（アルファ化米）
3. 担当課 危機管理室 地域防災課
4. 納入期限 令和8年8月7日（金）
なお、納品日については、事前に担当課と協議し、用意でき次第、納品すること
5. 納入場所 ・大洲防災公園備蓄倉庫 市川市大洲1丁目18番（大洲防災公園内）
・広尾防災公園備蓄倉庫 市川市広尾2丁目3番2号（広尾防災公園内）
納入方法・納入箱数の内訳は、担当課と協議のうえ決定すること。
6. 数 量 （ア）わかめご飯 3,600袋（50袋入り 72箱）
（イ）きのこご飯 3,600袋（50袋入り 72箱）
（ウ）白飯 3,600袋（50袋入り 72箱）
（エ）白がゆ 4,800袋（50袋入り 96箱）
※ 納品検査用として、上記とは別に開封できるものを各1袋用意すること。

7. 納 入 品

- (1) 納入する物品は、以下の2つの製造業者のいずれかから選定し、製造業者は統一すること。
また、入札時に納入する物品を指定すること。

製造業者	尾西食品株式会社	アルファー食品株式会社
(ア)	アルファ米 わかめごはん	安心米 わかめご飯
(イ)	アルファ米 きのことごはん	安心米 五目ご飯
(ウ)	アルファ米 白飯	安心米 白飯
(エ)	アルファ米 白がゆ	安心米 白がゆ

(2) 原材料および製品規格等

項目	内容	備考
①1食あたりの内容量	・乾燥状態で100g（個食タイプ）	(エ)において、「アルファ米 白がゆ」は42g、「安心米 白がゆ」は41gとする。

②原材料及び規格	<ul style="list-style-type: none"> ・アルファ化米の原材料は、国産うるち米のみを使用すること。 ・アルファ化米は、熱湯を注いで15分、水(15℃程度)なら60分で復元すること。 	
③付属品	<ul style="list-style-type: none"> ・ポリスチレン製又はバイオマスプラスチック(ライスレジン)製スプーン若しくはポリプロピレン、でんぷん、タルク製のバイオマススプーン1本を内封すること。 	
④製造時期	<ul style="list-style-type: none"> ・納品日より3ヵ月以内に製造したものとする。 	
⑤賞味期限	<ul style="list-style-type: none"> ・5年以上の賞味期限を有すること。 ・賞味期限は全て同じものを納品すること。(わかめ、きのこ、白飯、白がゆの4種類の賞味期限を全て合わせる) 	常温保存の場合
⑥特定原材料等	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者庁指定による特定原材料8品目(備考欄を参照)を使用しないこと。 ・消費者庁指定による特定原材料に準ずる20品目(備考欄を参照)を使用しないこと。 	<p>えび、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳成分、落花生</p> <hr/> <p>あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、もも、やまいも、りんご、ゼラチン、アーモンド、マカダミアナッツ</p>
⑦表示	<ul style="list-style-type: none"> ・製品に前項備考欄記載の特定原材料等28品目を使用していない旨の表示をすること。 ・袋表面に賞味期限を表示すること。 ・袋に品名、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法、製造業者、作り方、標準栄養成分、特定原材料に関する情報を表示すること。 	

	・袋内側片面に注湯（注水）位置を記した「注水線」を表示すること。	
--	----------------------------------	--

8. 梱包

(1) 梱包は、次のとおりとする。

- ① 50袋を1箱としてダンボール箱に収め、末尾掲載の別添の見本を参考に、「備蓄品ID、品名、内容（数量）、納品年月、賞味期限、納入業者名、製造業者名、アレルギー物質（特定原材料等）28品目不使用」を、印字又はシール貼付の方法により、箱の3側面（原材料表示の部分を除く長側面、短側面）に見やすく表示すること。なお、シール貼付の場合は、見本を担当課に提出し、承諾を受けてからシールを貼ること。また、備蓄品IDの記載内容は、契約締結後に担当課から指示する。
- ② 誤使用防止のため、作り方説明書を箱ごとに1枚同梱すること。
- ③ シールを貼る場合には、貼った後のダンボール箱を1箱ずつストレッチフィルムなどで包装すること。

9. 納入方法

- (1) 納入期限を厳守すること。ただし、期限にかかわらず、可能な限り早期の納入に努めることとし、具体的な納入日時・納入場所・納入数量については、担当課と調整すること。
なお、納入時刻は午前10時から午後3時の間とすること。
- (2) 製造業者又は卸売業者から納入場所へ直接輸送する際はチャーター便を活用するなど、担当課と調整した納入時刻の厳守に努めること。
- (3) 納入品を納入場所に搬入する際、納入場所の存する施設の利用者、通行人・車両等の安全性を十分に確保し、事故防止に努めること。
- (4) 納入時に発生する梱包材等は、受注者の責任において適正に処分すること。
- (5) 納入の際、納入作業に要する人員は受注者側で確保すること。

10. 納品検査

- (1) 納品に際しては、担当課担当者及び契約課担当者の検査を受けるものとする。
- (2) 納品検査において開封・検査できる納入品と同じものを納入数量と別に1袋ずつ用意すること。

11. 補則

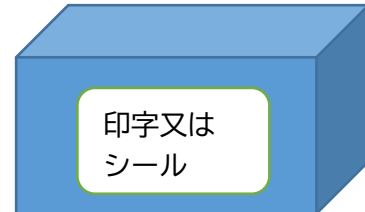
- (1) 受注者は、前記7. 納入品の(1)に掲げる製品の中から納入する製品をあらかじめ選定し、入札時に内訳書に品番等製品を特定できる内容を明記することにより指定すること
- (2) 納品する製品は、傷、汚れ、その他外観を損ねるものがあってはならない。
- (3) 入札額には、納入に係る費用及び納品検査に係る費用（納品検査用の各1袋分の金額など）を含めること。
- (4) その他不明な点は、担当課担当者及び契約課担当者へ連絡し、その指示に従うこと。
- (5) 暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項を遵守すること。
- (6) この特記仕様書に定めのない事項については、物品供給契約書（物品供給契約約款を含む）に定めるとおりとする。

- (7) 製造会社による不都合が発生した場合は、無償で取り替えるものとする。
- (8) この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、発注者の所在地を管轄する裁判所で行うものとする。

別添 ダンボール箱の表示の見本

備蓄品ID	●●●●●●
品名	■●の■●■ごはん
内容(数量)	1食×50袋
納品年月	YYYY(令和 e年)M月
賞味期限	YYYY(令和 e年)M月
納入業者	■●●■株式会社
製造業者	■●●■株式会社
※アレルギー物質(特定原材料等)28品目不使用	

※



凡例 YYYY:西暦年、e:和暦年、M:月、■:文字、●:数字

※ シールの貼付位置は原則、当該側面の中央とする。ただし、ダンボール箱にもともと印字されている情報があるときは、担当課と協議の上、貼付位置を調整するものとする。